

農業経営チャレンジ支援事業（～R1 担い手養成実践農場事業）に関すること

▼事業説明

府内での独立・自営就農を希望する方等を対象に、就農予定地域において最長2年間の実践的な研修を行うことにより、栽培技術の習得から地域定着までを支援し、地域農業の新たな担い手の育成を目的としています。

1 相談窓口について（担い手養成実践農場事業）

京都府で就農を希望される方のために開設している相談窓口へお問い合わせください。

専門の相談員が、就農を希望される方の状況をお聞きし、適切なアドバイスを行います。

農林水産業ジョブカフェ（就農と田舎暮らしに関する相談窓口です）

〒601-8047 京都市南区東九条下殿田町70 京都テルサ西館3階 京都ジョブパーク内
電話 075-682-1800（FAX 兼用です）

メールアドレス norin@kyoto-jobpark.jp

受付時間 月曜から土曜、9時から16時（ただし、12時から13時の間は除く）

注※日曜・祝日、年末年始は休み

2 受入れ候補地について

実践農場の研修に向け、受入れ候補地を紹介します。

受入れ候補地が希望通りかどうか、すぐには分からないため、週末に作業の手伝い行くなど体験をしてみましょう。

受入れ地域では、研修に必要な農地施設、農業機械の整備のほか、技術指導者（研修カリキュラムに基づく栽培・販売・経営等を指導）と後見人（生活面での情報提供、信頼関係の醸成を支援）選定します。

3 研修について

指導者のもとで行う、実践的な研修を行います。2年以内の研修を行う方に対して支援を行う「就農準備型」と、研修を経ないで就農する方に対して1年に限って、支援を行う「経営開始型」と、農業法人社員に研修を2年以内に行う法人タイプ（企業的農業経営者育成研修）の3種類があります。

※研修終了後は、研修を受けた実践農場をそのまま就農をすることができます。

支援内容

就農タイプ（就農準備型・経営開始型）

技術指導者への謝金、研修・就農用農地の借り上げ、担い手づくり後見人の設置、研修に必要な農地、パイプハウス、機械等の借上費用、空き家取得の場合の改修費用や家賃等の費用を負担します。

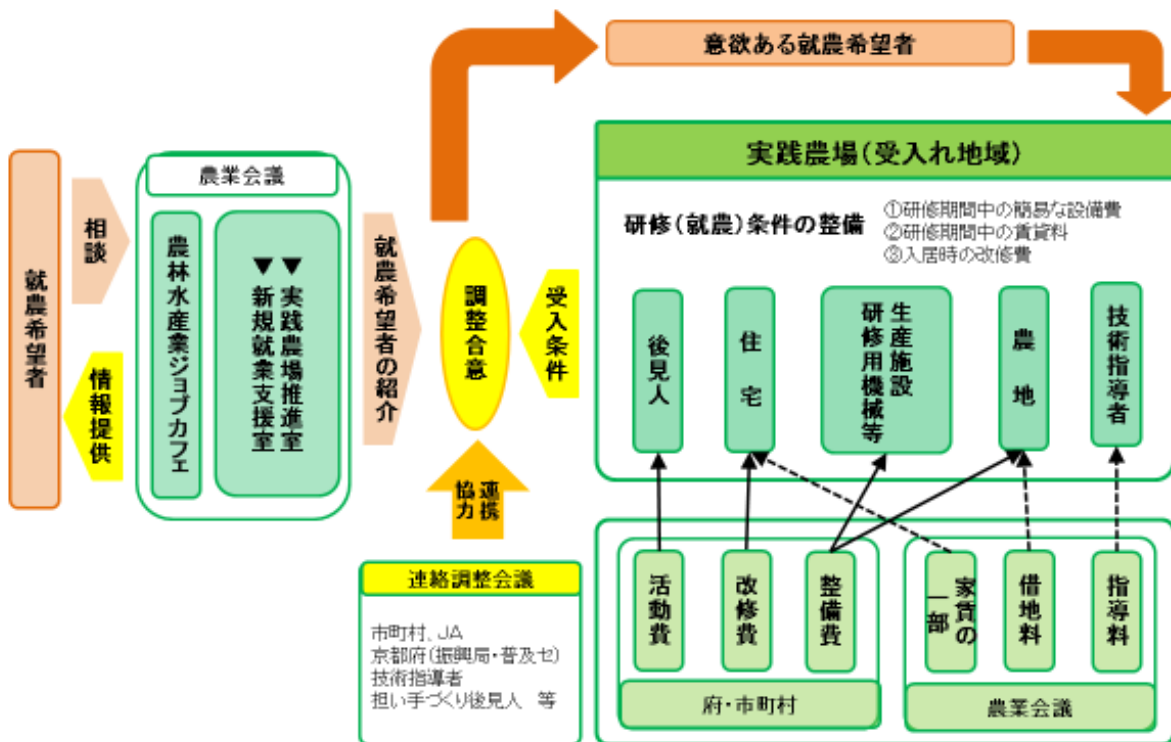
法人タイプ（企業的農業経営者育成研修）

技術指導者への謝金、研修用農地の借り上げ、家賃等の費用、研修プログラムの作成費用を負担します。

市町村モデル地区タイプ

新規就農者等の育成体制を整備するために必要な農業施設の導入を支援します。

農業経営チャレンジ支援事業（研修までの流れ）



研修タイプ一覧表

	集落タイプ（担い手養成実践農場）				法人タイプ	市町村モデル地区タイプ (受け入れ体制の強化)
	就農準備資金		経営開始資金		(企業の農業経営者育成研修)	
	通常	地域提案型	通常	地域提案型		
概要	独立・自営就農希望者に対する研修		独立・自営就農による農業経営開始を希望者に対する研修		企業の農業経営を希望者に対する研修	新規就農者等の育成に取り組む農業者等が組織する団体等に対し、農業用施設の導入を支援
研修者の位置づけ	就農前	就農前	農業者	農業者	農業法人社員	(団体に対する支援)
最大研修期間	2年	2年	1年	1年	2年	—
農業会議補助事業	有	有	有	有	有	—
市町村補助事業	有	有	有	有	—	有
補助事業の増額措置	—	有	—	有	—	—
受給可能な次世代人材投資資金	準備資金 開始資金	準備資金 開始資金	開始資金	開始資金	受給不可	—
修了後の進路	地域農業の担い手を目指す				将来の農業法人の経営継承又は独立を目指す	導入施設を活用し地域農業の担い手を育成

実績

担い手養成実践農場事業時代を含め、令和5年度末で開始から22年となり、通算9市2町、148箇所で開催されている。

現在実施が多い地域は南丹・中丹地域。

山城管内では農地の確保が難しいので、実施の可能性は低い。

丹後管内では広大な農地を必要とする水稲・業務用野菜、植えてから収穫に年数を要する果樹が主力であるので、実施数はやや少ない。